南木曽町告示第14号

南木曽町結婚支援助成金交付要綱を次のように定め、公布の日から適用する。

令和元年9月1日

南木曽町長 向井 裕明

南木曽町結婚支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、南木曽町定住化等推進条例(昭和63年条例第41号。以下「条例」という。)第4条第1号の規定に基づいて、町内独身男女の出会いを促すため、結婚支援イベント(以下「イベント」という。)へ参加をする町内独身者に対し予算の範囲内で結婚支援助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 近隣市町村 大桑村、上松町、木曽町、木祖村、王滝村、飯田市、岐阜県中津川市とする。
 - (2) 結婚支援イベント 独身男女の出会いを目的としたイベントをいう。 (助成対象者)
- 第3 助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、南木 曽町に在住する20歳以上の独身者とする。
- 2 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは助成対 象者から除外するものとする。
 - (1) 本町の住民税等を滞納している者
 - (2) 当該年度に当該助成金の交付を受けた者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第6号に規定する暴力団員である者
 - (4) 南木曽町と係争中である者
 - (5) その他町長が不適切と認める者 (助成金の対象となるイベント)
- 第4 助成金の対象となるイベントは、次の各号のいずれにも該当する事業 をいう。
 - (1) チラシ配布やポスター掲示など幅広く周知・募集を行っているイベント
 - (2) 町内や近隣市町村で開催するイベント、または、木曽広域自立圏連携ビジョンの事業として開催するイベント

(助成金の額等)

第5 助成金の額は、イベント参加費の1/2とし、限度額は5,000円とする。 ただし、イベント内容が宿泊を伴う場合は限度額を10,000円とする。

(助成金の交付申請)

第6 申請者は、イベント参加前に南木曽町結婚支援助成金交付申請書(様式第1号)に、必要書類を添付し町長に提出するものとする。

(助成金の交付決定等)

第7 町長は、第6第に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査 のうえ交付又は不交付を決定し、南木曽町結婚支援助成金交付(不交付)決 定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、イベント参加 後30日以内に南木曽町結婚支援助成金交付請求書(様式第3号)に、イベン ト主催者が発行するイベント参加費の領収書を添付し町長に提出するもの とする。

(助成金の支払い)

第9 町長は、請求書を受理し適当と認めたときは、助成対象者が指定する 口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

- 第10 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の 交付を取り消すことができる。
 - (1) 申請書及び請求書において、虚偽の事実が認められたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) イベント参加後30日以内に助成金の交付請求がないとき。
 - (4) その他町長が不適当と認めたとき。

(助成金の返環)

- 第11 町長は、次の場合に、既に交付されている助成金の返還を命ずること ができる。
 - (1) 申請書及び請求書において、虚偽の事実が認められたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) その他町長が不適当と認めたとき。
- 2 前項第1号により返還を求める助成金の金額は、全額とする。 (個人情報の保護)
- 第12 結婚支援事業担当者及び関係者は、助成金交付事業で得た情報等については、南木曽町情報公開及び個人情報に関する条例(平成11年南木曽町条例第9号)に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。 (補則)
- 第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式(省略)